

KOKUHO
SAKATA

国保さかた

2026.9

◎発行 酒田市健康福祉部国保年金課
〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号
TEL.0234-26-5727 FAX.0234-26-5796
E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp



ジェネリック医薬品をご活用ください

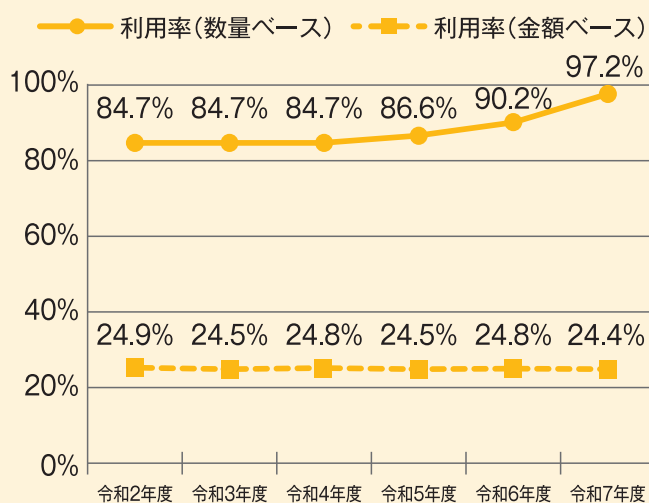
●ジェネリック医薬品とは？

新薬（先発医薬品）と同一の有効成分を含み、同一の効果を持つものをジェネリック医薬品（後発医薬品）といいます。新薬の特許期間が終了した後に販売され、開発コストがかからないことから、価格が安く抑えられています。また、大きさや味、保存性などが工夫、改良されている場合もあります。

ジェネリック医薬品を利用することで、医療水準はそのままに全体の医療費を抑えることができるため、皆さんの負担軽減につながります。

●医薬品の自己負担の新たな仕組み

ジェネリック医薬品がある医薬品で新薬（先発医薬品）の処方を希望する場合は、特別の料金（新薬とジェネリック医薬品の薬価の差額2分の1相当）の支払いが発生する場合があります（新薬を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません）。

酒田市のジェネリック医薬品
利用率の推移（各年度平均）

(資料:山形県国保連合会)

「ジェネリック医薬品差額通知」を
お送りしています

酒田市の国保に加入している方に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代の差額がどのくらいになるかお知らせする「差額通知」を年3回お送りしています。マイナポータルでも差額を確認できます。

マイナポータルでお薬情報が閲覧・提供できます

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータルでご自身が薬局で受け取った過去のお薬情報(※)を閲覧できます。また、医療機関や薬局でも、ご本人の同意を得た上で、その情報について医師や薬剤師と共有して診療や服薬管理を受けることができます。

※令和3年9月以降の情報が参照できます。それ以前に処方されたお薬については、従来どおり、「お薬手帳」で確認する必要があります。

後 発 医 薬 品

ジェネリック医薬品
希望カード

私はジェネリック医薬品を
希望します。



酒田市国民健康保険

ジェネリック医薬品を希望するときは？

ジェネリック医薬品は市販薬ではなく、処方せんが必要な薬です。まずは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

☆資格確認書台紙の裏面に「ジェネリック医薬品希望シール」が貼ってあります。資格確認書やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

マイナ保険証をお持ちの方は左記の「ジェネリック医薬品希望カード」を切り取ってお使いください（市ホームページにも掲載しています）。

高額療養費の自己負担限度額の改正について(R8.8月改正)

【70歳未満の方】

所得区分	総所得金額等 (※1)	自己負担限度額		
		年3回目まで (医療費-901,000円)×1%	年4回目以降	年間上限
上位所得者 世帯	ア 901万円超	270,300円+	140,100円	168万円
	イ 600万円超 901万円以下	179,100円+	93,000円	111万円
一般	ウ 210万円超 600万円以下	85,800円+	44,400円	53万円
	エ 210万円以下	61,500円	44,400円	53万円 ※2
住民税 非課税世帯	オ	36,900円	24,600円	29万円

※1 世帯に属するすべての国保被保険者の総所得金額等を合算した額

「総所得金額等」＝総所得金額-住民税の基礎控除額(43万円)

※2 総所得金額等が86万円未満であることが確認できた場合は、年間上限41万円

◎住民税非課税世帯:世帯主と国保被保険者が、住民税非課税の方。

【70歳～74歳の方】

所得区分	課税所得金額	自己負担限度額			
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	年4回目以降	年間上限
(※4) 現役並み 所得者	現役並み Ⅲ	690万円以上	270,300円+	140,100円	168万円
	現役並み Ⅱ	380万円以上 690万円未満	179,100円+	93,000円	111万円
	現役並み Ⅰ	145万円以上 380万円未満	85,800円+	44,400円	53万円
	一般	145万円未満	22,000円 (年間上限 216,000円)	61,500円	44,400円 53万円 ※3
低所得者	区分Ⅱ	住民税 非課税世帯	11,000円 (年間上限 96,000円)	25,700円	24,600円 29万円
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯で、且つ所得が一定以下	8,000円	15,700円	18万円

※3 課税所得金額が28万円未満であることが確認できた場合は、年間上限41万円

※4 70歳以上75歳未満の国保被保険者のうち、1人でも住民税課税所得が145万円の人が同一世帯にいる方は、現役並み所得者の区分に該当します。

医療機関の適正受診にご協力ください

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療機関を受診できるように、加入者が国保税を出し合って医療費をみんなで支え合う、助け合いの制度です。以下の点にご協力をお願いします。

救急の場合を除き、平日の 時間内に受診しましょう

休日、夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。また、時間外診療や休日・夜間の受診は割増料金となり、自己負担も大きくなります。

「はしご受診」は やめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。「はしご受診」は医療費を増やしてしまっただけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。

「かかりつけ医」を 持ちましょう

「かかりつけ医」は、ご自身及びご家族の普段の健康管理をしてくれる身近な医師のことです。日頃の診察の他にも、予防や指導なども含め、健康について気軽に相談しましょう。



Q&A ポリファーマシーとは？

多くの薬を飲んでいることで、薬の相互作用や飲み間違い・飲み忘れ等により、正しく薬を飲めなくなるなどから引き起こされる有害現象のことです。

ポリファーマシーを予防するにはどうしたらいいか？

- お薬手帳は1冊にまとめたり、マイナ保険証を利用したりすることで、処方薬全体を把握できるようにする。
- お薬手帳に、病歴・副作用・アレルギーの有無などの基本情報や、気になる症状をメモする。
- かかりつけ薬局を持ち、日ごろから処方されている薬の情報を把握してもらう。
- 勝手に薬の服用をやめず、医師や薬剤師に相談する。



Q&A リフィル処方箋とは？

症状が安定している患者さんについて、医師が長期処方を可能と判断した場合に、同じ薬を最大3回まで繰り返しまわることができる処方箋です。

リフィル 処方箋の メリット

- 医療機関を受診する回数が少なくなり、医療費の節約につながる。
- 受診時に感染症にかかるリスクが軽減される。

※お薬や医療機関によってできない場合があります。
詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

医師・薬剤師の先生へ ジェネリック医薬品をお願いします。

- 変更可能であればジェネリック医薬品(後発医薬品)へ変更をお願いします。
- ジェネリック医薬品が処方できない、適切でない場合があることも理解しております。



氏 名

◀ 切り取ってご利用ください